

教育、研究、社会貢献及び運営の評価領域にわたる 教員の活動評価実施要領

第1 目的

香川大学（以下「本学」という。）における教育研究等の質の向上、活性化を図り、本学の理念・目標を実現することを目的として、教育、研究、社会貢献及び運営の評価領域（以下「各領域」という。）にわたる教員の活動評価（以下「総合評価」という。）を行う。

第2 評価の対象

総合評価の対象は、学部（附属学校を除く。）、大学院（専門職大学院を含む。）、医学部附属病院、機構、インターナショナルオフィス及び保健管理センター（以下「部局等」という。）に所属する、評価実施年度の前年度4月1日以前から継続して在籍する専任教員（助手を除く。）（以下「教員」という。）とする。ただし、休職、長期出張など特別な理由のある者は除く。

第3 評価の時期及び評価対象期間

- 1 総合評価は、毎年度始めに、前年度の活動実績について行う。ただし、研究の評価領域の評価対象期間は3年間とし、評価実施年度の過去直近3年度分の活動実績について評価を行う。
- 2 研究の活動実績が3年未満の教員に対する評価対象期間は、必要に応じて部局等で設定することができる。

第4 評価実施組織

- 1 総合評価は、教員が所属する部局等の長が行い、その結果を学長に報告する。
- 2 部局等の長は、評価を行うにあたって、部局等の評価委員会等の意見を聞くことができる。
- 3 部局等の長の評価は、学長が行う。

第5 各領域における評価項目、評価基準及び評価方法

各領域における評価項目、評価基準及び評価方法は、別に定める。

第6 評価方法

総合評価は以下の方法で行う。

- (1) 教員は、あらかじめ当該年度の始めに、各領域の重み付け申告書を部局等の長へ提出する。
各領域の重み付けは、教員の職種、職務の特殊性、専門性等の状況に応じ、その合計が10となるように定めるものとする。重み付けは0又は正の整数とする。
- (2) 部局等の長は、教員から提出された各領域の重み付け申告書を点検する。
部局等の長は、部局等の方針、他の教員とのバランスなどを勘案して、教員に対し必要に応じて、各領域の重み付けの修正を指示する。教員の各領域の重み付けは、部局等の長が決定する。
- (3) 教員は、前年度の各領域に係る自己点検書及び活動実績書を作成し、年度始めに部局等の長に提出する。
- (4) 部局等の長は教員から提出された各領域に係る自己点検書及び活動実績書を、第5に定める評価基準に基づいて各領域の活動評価を行う。
各領域の活動評価はAを3点、Bを2点、Cを1点として、総合評価に用いる。
- (5) 部局等の長は教員の各領域の判定をそれぞれ点数化し、当該領域の重み付けを乗じて、以下の3段階の区分で総合評価を判定する。

総合評価点	総合評価
25～30	A 優れている
15～24	B 平均的である
10～14	C 改善を要する

- (6) 各領域に係る自己点検書及び活動実績書を、提出しない教員（特別な理由のある者を除く。）の総合評価の判定はCとする。

- (7) 部局等の長は各領域の活動評価結果及び総合評価の結果を、当該教員に通知し、学長に報告する。

第7 異議の申立て

- 1 教員は、評価結果に異議がある場合、評価結果が通知された日から15日以内に、部局等の長に対して、その理由を明らかにした書面でもって再審査の申立てを行うことができる。部局等の長は、その異議申立てを適正に審査するとともに、原則として再審査の申立ての日から15日以内に、再審査結果を速やかに当該教員へ書面でもって通知する。
- 2 教員は、再審査結果に異議のある場合、国立大学法人香川大学苦情処理規則に基づき、解決を図ることができる。

第8 評価結果の活用等

- 1 教員は、総合評価結果を教育研究等の質の向上、活性化に役立たせる。
- 2 部局等の長は、各領域においてCと判定した教員に対して、必要に応じてその領域に関わる助言、指導を行う。
- 3 部局等の長は、総合評価でCと判定した教員に改善計画書を提出させる。
- 4 学長は2年間にわたって、総合評価でCと判定された教員がいる場合、その教員が所属する部局等の長に当該教員への改善措置を指示する。
- 5 学長は、総合評価の結果を教員個人の処遇等へ反映させるなどの適切な措置を講ずるものとする。

第9 評価結果の公表等

- 1 教員個人に係わる評価結果は原則として公表しない。
- 2 各領域の活動評価及び総合評価結果を部局等单位にまとめた評点の分布状況等は学内及び学外に公表する。

附 則

- 1 この実施要領は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第8の5の規定は、平成20年4月1日から適用する。
- 2 次に掲げる実施要領は、廃止する。
 - (1) 教員の教育活動評価実施要領
 - (2) 教員の研究活動評価実施要領
 - (3) 教員の社会貢献活動評価実施要領
 - (4) 教員の運営活動評価実施要領
- 3 第3に規定する研究の評価領域の評価対象期間は、平成19年度については平成17年度から平成18年度までの活動実績評価の2年間とすることができる。
- 4 香川大学・愛媛大学連合法務研究科の各領域における評価項目、評価基準及び評価方法は、第5の規定によらず別に定めるところにより行う。

附 則（平成22年4月1日）

- この実施要領は、平成22年4月1日から施行する。